

京都市職員特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則を公布する。

平成17年4月25日

京都市長 榊 本 頼 兼

京都市規則第4号

京都市職員特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則

京都市職員特殊勤務手当支給規則の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

第2条 削除

第8条の表社会福祉業務手当の款市営葬儀事務所に勤務する職員の項を削る。

第15条中「第2条」を「第3条」に改める。

附 則

この規則は、平成17年5月1日から施行する。ただし、第8条の改正規定は、同年4月26日から施行する。

(総務局人事部給与課)